

BCJ 電子申請受付システム利用規約

(適用)

第1条 一般財団法人日本建築センター(以下「BCJ」という。)は、システム利用者とBCJとの間の権利義務関係を定めることを目的とし、以下の条項によりBCJ電子申請受付システム利用規約(以下「本規約」という。)を定める。本規約はBCJが行う表1に定める業務(以下「BCJ業務」という。)に係るシステム利用者とBCJの間の本システムに関する一切の關係に適用するものとする。

(定義)

第2条 本規約において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「本システム」とは、BCJ電子申請受付システムという名称で提供されているサービスをいう。
- (2) 「システム利用者」とは第5条第1項によりBCJとの間でBCJ電子申請受付システム利用契約(以下「システム利用契約」という。)を締結した下記のいずれかの者をいう。
 - ①BCJ業務の申請者(個人または法人)
 - ②申請の代理者の所属する建築士事務所(個人または法人)
- (3) 「システム利用代行者」とは、システム利用者が定め、BCJに届け出た個人で、本規約に基づき、システム利用者の履行補助者として、申請図書等の電子データのアップロード、閲覧またはダウンロードを行う権限を有する者をいう。

(通知)

第3条 本規約に基づく通知は、システム利用者およびシステム利用代行者(以下、「システム利用者等」という。)またはBCJが予め指定した電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法、本システム上での掲載、書面の送付、電話の他、BCJが適当と判断する方法によることとする。

2 次の各号に掲げる通知は、それぞれ当該各号に定める時点に到達したものとみなす。

- (1) BCJが行う通知 BCJが通知を発信または掲載した時点
- (2) BCJが受領する通知 BCJが受領を確認した時点

(審査等に際して準拠される法規・基準等)

第4条 本システムを利用して行う電子申請の手続きについては、その申請に適用される関連法規、関連規程、約款およびBCJが別途定める利用手引き等に基づいて行うものとする。

(システム利用契約の成立・登録)

第5条 本システムの利用を希望する第2条第2号①の者又は同条同号②の者(以下「利用希望者」という。)が、BCJの定める電子申請用の案件登録申込書に一定の必要事項(以下「登録事項」という。)を記載し、これをBCJに通知することで、本システムの利用の申込を行い、BCJがその申込を承諾したときに、利用希望者とBCJとの間で、システム利用契約が成立するものとする。なお、申請の代理者が、その名義により案件登録申込書を作成する場合、その所属する建築士事務所は、当該申請の代理者に対し、システム利用契約を締結する権限を付与しているものとみなす。

2 利用希望者は、前項の申込の際、真実、正確かつ最新の情報をBCJに提供するものとし、利用希望者が必要かつ適切と認める者をシステム利用代行者として定めることができる。

3 利用希望者は、BCJが第1項の申込を受領した時点で、本規約に同意したものとみなす。

4 BCJは、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、第1項の申込を承諾しないものとする。

- (1) BCJに提供された登録事項の全部または一部に虚偽、誤記、または記載漏れがあった場合
- (2) 過去に本規約に違反した者またはその関係者であるとBCJが判断した場合
- (3) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する)である場合
- (4) その他、BCJが利用を適当でないと判断した場合

5 前項の場合、BCJは、利用希望者に対し、申込を承諾しないことを通知するものとする。BCJは、承諾しない理由について、一切開示義務を負わない。

6 システム利用契約が成立した場合、BCJは、システム利用者等を本システムに登録し(以下「登録」という。)、その上で、システム利用者等に対してIDを通知し、本システムの利用に係るパスワード登録を依頼し、システム利用者等は、パスワード登録するものとする。

7 システム利用者等が自らパスワード登録を行うことにより、システム利用者等として本システムを本規約に従い利用することができるものとする。

(登録の拒否)

第6条 BCJは、システム利用者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録および再登録を拒否することができ、その理由については一切開示義務を負わないものとする。

- (1) BCJに提供された登録事項の全部または一部に虚偽、誤記、または記載漏れがあった場合
- (2) 過去に本規約に違反した者またはその関係者であるとBCJが判断した場合
- (3) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する)である場合
- (4) その他、BCJが登録を適当でないと判断した場合

(再申込における取扱い)

第7条 BCJ は、過去にシステム利用契約を締結していた者から第5条第1項の申込を受けた場合であっても、その者が本システムを利用していた当時のデータ等の復活ないし継続利用の保証はしないものとする。

(登録事項の変更)

第8条 システム利用者は、自己の登録事項またはシステム利用代行者に変更があった場合、BCJ に対し、変更内容を直ちに通知するものとする。

(システム利用者の設備等)

第9条 システム利用者は、本システムを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェアおよび通信手段に係るものを含む。）を自己の負担において準備するものとする。その際、必要な設定、手続および手続を行う上で発生した事象への対応は、システム利用者が自己の責任と費用で行うものとする。

2 システム利用者は、本システムの利用にあたり、自己の使用に係る機器について、善管注意をもって、セキュリティ対策をするものとする。

(システム利用者等の本システムの利用)

第10条 システム利用者等は、BCJ の定める方法により、第5条第6項の ID およびシステム利用者等が登録したパスワード（以下「ID 等」という。）を用いて、本人であることの確認（以下「本人確認」という。）をすることで、本システムにアクセスし、申請図書等の電子データの閲覧またはダウンロードをすることができる。

2 システム利用者等は、申請図書等の電子データのアップロードの実行時に、BCJ が通知する URL リンクおよびパスワード（以下「URL 等」という。）を用いて、本人確認をすることで、当該データのアップロードを行うことができる。

3 BCJ は、ID 等または URL 等の確認をもって、本システムに登録されたシステム利用者等による利用であるものとみなし、本システムを利用させるものとする。

4 BCJ は、システム利用者に対し、ID 等または URL 等による本人確認を経た上での本システムの利用によって生じる全ての問題につき、一切の責任を負わない。

(申請図書等の保存期間)

第11条 システム利用者等がアップロードした申請図書等の電子データは、業務完了時の交付文書が交付された日から起算して 1 か月間、本システムに保存される。

2 システム利用者等は、前項の電子データを閲覧またはダウンロードができる。

3 第1項の期間が経過した場合、システム利用者等は、第1項の電子データの閲覧またはダウンロードをできないものとする。

(システム利用者の責任)

第12条 システム利用者は、ID 等および URL 等を自己の責任において管理および保管するものとし、システム利用者等の本システムの利用に一切の責任を負うものとする。

(禁止事項)

第13条 システム利用者等は、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

(1) 本システムへの登録にあたり虚偽の登録事項を提出する行為

(2) 法令に違反する行為またはそのおそれのある行為

(3) 本システムを BCJ 業務の申請の目的以外に使用する行為

(4) ID 等および URL 等を不正に使用するまたはシステム利用者等以外の者に利用させ、もしくは貸与、譲渡等をする行為

(5) 本システムに不正にアクセスし、または不正に情報を取得、改ざんする行為

(6) 本システムの複製、改変、編集等や有害なコンピュータプログラム等による攻撃等を行う行為

(7) 本システムを通じて有害なコンピュータプログラム等または公序良俗に反する内容等を他のシステム利用者等または第三者に閲覧・送信・提供する行為

(8) 他のシステム利用者等、第三者もしくは BCJ の著作権、財産、プライバシーまたはその他の権利を侵害または侵害するおそれのある一切の行為

(9) 他のシステム利用者等、第三者もしくは BCJ に対し、誹謗中傷、悪用、ハラスメント、ストーカー行為、脅迫等を行い、その法的権利を侵害する行為

(10) 本システムを通じて取得した情報等、ソフトウェア、商品もしくはシステムにつき、これを変更、複製、頒布、送信、表示、上映、発行、ライセンス化、それらに基づく二次的著作物の作成、移転または販売などをする行為

(11) その他、BCJ が本システムの運営を妨げるまたはそのおそれがあり不適切と判断する行為

(登録の解除・抹消・システム利用契約の解除等)

第14条 登録の解除を希望するシステム利用者が、BCJ に登録解除の通知をし、当該通知が BCJ に到達したときは、当該到達時点で、登録が解除されたものとする。

2 BCJ は、システム利用者等が最後の利用日から 2 年間、本システムを利用しない場合、当該システム利用者等に何らの通知をすることなく、最後の利用日の翌日から 2 年を経過した日をもって、当該システム利用者等の登録が解除されたものとみなすことができる。

3 BCJ は、システム利用者等が第5条第4項各号の定め該当するまたは第13条の定め違反したと判断した場合は、事前の通知をすることなく、直ちに当該システムの利用を停止、または登録を解除することができるものとする。

- 4 BCJ は、システム利用者等が第 5 条第 4 項各号の定め該当するまたは第 1 3 条の定め違反する恐れのある場合、その他本システムの適切な運用を阻害するおそれがあると BCJ が判断した場合は、システム利用者に対して一定の期間を定めてその是正を求めることができる。当該システム利用者がこの期間内に是正しない場合、BCJ は当該システム利用者の利用を停止または登録を解除することができるものとする。
- 5 BCJ は、登録が解除された後、当該解除に係るシステム利用者の登録データを抹消できるものとする。
- 6 第 1 項から第 4 項の定めにより登録が解除された場合、システム利用契約も解除されたものとする。

(損害賠償)

- 第 1 5 条 システム利用者等が、本規約に違反して BCJ に損害を与えた場合、システム利用者は、その損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、システム利用契約および取引上の社会通念に照らして、システム利用者等の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 システム利用者等が、本規約に違反して第三者に損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、システム利用者は、自己の責任でこれを解決し、BCJ にいかなる負担もさせないものとする。
- 3 BCJ が、システム利用者に対し、BCJ の責めに帰すべき事由によって損害を生じた場合、BCJ の行為と相当因果関係がある損害に限り、かつシステム利用者が申請手数料を上限として責任を負うものとする。

(免責事項)

- 第 1 6 条 BCJ は、本システムがシステム利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能・正確性・有用性を有すること、継続的に利用できること、不具合が生じないことその他システム利用者等の本システム利用に関する一切の事項につき、何ら保証しない。
- 2 BCJ は、システム利用者が本システムを利用したことにより生じた、システム利用者自身の損害および第三者に与えた損害について、一切の責任を負わないものとする。ただし、BCJ に故意がある場合はこの限りではない。
- 3 BCJ は、第 5 条第 4 項、第 6 条、第 1 4 条、第 1 7 条ないし第 1 9 条の定めによりシステム利用契約の申込の不承諾、登録拒否、解除・抹消および本システムの内容変更、停止等並びに終了をした場合、本規約に定める事項のほか、一切の保証も行わず、また、これらに起因して生じた損害について一切の責任を負わないものとする。
- 4 BCJ は、システム利用者が登録事項等の変更があったにもかかわらず変更の手続きを行わなかったことにより生じた損害等について、一切の責任を負わないものとする。

(本システムの内容の変更)

- 第 1 7 条 BCJ は、本規約の内容および本システムの内容を変更することができるものとする。
- 2 本システムの内容を変更する場合は、システム利用者に対し適切な予告期間を設け、あるいは緊急の場合は事後に、BCJ のホームページ上に掲載する方法または第 3 条に規定する方法により通知するものとする。
- 3 BCJ が本規約を改定した場合、システム利用者等は改定された本規約に従うものとする。

(本システムの停止等)

- 第 1 8 条 BCJ は、本システムに関するサーバー等の設備、施設、システムに関し、点検または保守作業を行う場合には、予め BCJ のホームページ上に掲載する方法または第 3 条に規定する方法により通知した上、本システムの全部または一部の提供を停止、休止または制限することができるものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 2 BCJ は、次の各号に該当する場合、システム利用者事前に通知することなく本システムの全部または一部の提供を停止、休止または制限することができるものとする。
 - (1) 本システムに関するサーバー等の設備、施設、システムに関し、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合
 - (2) 火災、停電、地震等の天災および第三者による妨害行為等により本システムの提供ができない場合
 - (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議などにより、本システムの運営ができない場合
 - (4) 行政、裁判所等の命令、あるいは公権力の行使等によって、本システムの運営ができない場合
 - (5) その他、BCJ が本システムの停止、休止または制限が必要と判断する場合
- 3 本システムが障害またはその他の理由により利用できなくなった場合には、システム利用者は他の方法による手続きを行うこととし、このことを承知の上、本システムを利用することとする。

(本システムの終了)

- 第 1 9 条 BCJ は、BCJ の都合により本システムの全部または一部を終了することができるものとする。全部終了の場合、システム利用契約は解除されたものとする。この場合、BCJ は登録を解除する。
- 2 本システムの全部または一部を終了する場合、BCJ はシステム利用者に対し適切な予告期間を設けて、BCJ のホームページ上に掲載する方法または第 3 条に規定する方法で通知するものとする。

(権利帰属)

- 第 2 0 条 本システムの実施環境を構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号等に係る著作権、産業財産権、知的財産権その他一

切の権利は、BCJ またはその他の正当な権利者に帰属しており、システム利用者等に譲渡するものではなく、また、本規約に定める範囲を超えてシステム利用者等に対し使用許諾するものではない。

2 本条の規定は、本システム利用の終了後も効力を有するものとする。

(秘密保持)

第21条 システム利用者等および BCJ は、本システムの利用により知った両者の販売上、技術上またはその他の業務上の秘密を本システム利用のためにのみ使用するものとし、相手方の承諾なしに第三者に公表しまたは漏洩しないものとする。ただし、法令に基づく場合または裁判所、警察もしくは政府機関その他公的機関により正当に情報の開示を求められた場合は、この限りでない。

2 BCJ は、システム運営にあたり収集したシステム利用者等の個人情報およびその他の情報を、BCJ が別途定める機密情報管理規程等に従って取り扱うものとする。

3 以下の各号の情報は本条の秘密に該当しないものとする。

- (1) 既に公知の情報およびシステム利用者または BCJ の責によらず公知となった情報
- (2) 本システムにより知る以前から保有していた情報
- (3) 本システムにより知った情報に依存せずに独自に開発・発見した情報
- (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

4 本条の規定は、本システム利用の終了後も効力を有するものとする。

(紛争の解決)

第22条 本システムに関連してシステム利用者等と第三者との間において生じた紛争等については、システム利用者が自己の責任によって解決するものとする。

2 本規約の条項に定めのない事項についてシステム利用者と BCJ に紛争が生じた場合、双方誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

3 本規約に関する準拠法は、日本国法とする。

4 本システムに関連してシステム利用者と BCJ に生じる紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(表1) BCJ が行う業務 (第1条関係)

BCJ が行う業務	担当部署
・確認検査 ・法定外技術審査	確認検査部 大阪事務所 確認検査課
・構造計算適合性判定 ・構造計算適合性判定 (任意)	構造判定部 大阪事務所 構造判定課
・住宅性能評価 ・省エネ適合性判定 ・BELS 評価 ・CASBEE 評価認証	住宅・環境審査部 大阪事務所 住宅・環境審査課

2023年10月1日制定

2025年4月1日改定